

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年7月1日

【会社名】 株式会社メタルアート

【英訳名】 METALART CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 多田 修

【本店の所在の場所】 滋賀県草津市野路三丁目2番18号

【電話番号】 077(563)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 安居 弘

【最寄りの連絡場所】 滋賀県草津市野路三丁目2番18号

【電話番号】 077(563)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 安居 弘

【縦覧に供する場所】 名称 株式会社東京証券取引所
(所在地)東京都中央区日本橋兜町2番1号

1【提出理由】

当社は、平成27年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金9円

総額 141,849,990円

ロ 効力発生日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、これらの取締役及び監査役についても、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第25条及び第33条の一部を変更するものであります。

第3号議案 取締役6名選任の件

多田修、新川健二、辰巳隆英、杉野安彦、安居弘、古賀康友の6氏を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

堀田佳伸氏を監査役に選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

現監査役 並川博が業務遂行困難になった場合に備え、補欠監査役として友岡正明氏を選任するものであります。

第6号議案 取締役賞与支給の件

当期末の取締役5名に対し、取締役賞与総額6百万円を支給するものであります。

第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役藤原隆三に対し、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	(注)1 議決権 行使数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	12,054	146	10	12,340	(注)2	可決 (97.68)
第2号議案 定款一部変更の件	12,115	85	10	12,340	(注)3	可決 (98.18)
第3号議案 取締役6名選任の件 多田 修 新川 健二 辰巳 隆英 杉野 安彦 安居 弘 古賀 康友	12,084 12,105 12,085 12,105 12,106 12,064	116 95 115 95 94 136	10 10 10 10 10 10	12,340 12,340 12,340 12,340 12,340 12,340	(注)4	可決 (97.68) 可決 (98.18) 可決 (97.93) 可決 (98.10) 可決 (98.10) 可決 (97.76)
第4号議案 監査役1名選任の件 堀田 佳伸	12,043	157	10	12,340	(注)4	可決 (97.59)
第5号議案 補欠監査役1名選任の件 友岡 正明	12,102	98	10	12,340	(注)4	可決 (98.07)
第6号議案 取締役賞与支給の件	12,087	113	10	12,340	(注)2	可決 (97.95)
第7号議案 退任取締役に対し 退職慰労金贈呈の件	12,069	131	10	12,340	(注)2	可決 (97.80)

- (注) 1. 「議決権行使数(個)」は、書面により行使された議決権数に本総会当日出席のすべての株主の議決権数を加えたもの。
2. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
4. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。